

事務連絡
平成23年4月20日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 衛生主管部（局）難病対策担当係御中
 { 中核市 }

厚生労働省健康局
疾病対策課難病調査・難病医療係

保健衛生施設等設備整備費補助金（難病医療拠点・協力病院）
の国庫補助について

平素より難病対策の推進につき御尽力頂き、御礼申し上げます。

東日本大震災による電力不足対策のため、ALS等在宅人工呼吸器等使用患者の療養に支障を来すことのないよう、非常用電源装置（非常用自家発電機、無停電電源装置）の整備について事業を円滑に進めるため、予め下記のとおり示しますので、難病医療拠点・協力病院との調整等、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 難病医療拠点・協力病院で非常用電源装置（非常用自家発電機、無停電電源装置）の整備を行う場合、保健衛生施設等設備整備費を活用できること。
 - 2 本事業を活用する場合は、難病医療拠点・協力病院が非常用電源装置を難病患者に対して、原則として無償で貸与すること。
- ※ 非常用電源装置の基準額は、247,000円（非常用発電機207,000円、無停電電源装置40,000円）で調整しているので、補助の参考とされたい。

なお、本事業に係る「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」については、追って通知することとする。

<p>【担当】 厚生労働省健康局疾病対策課 難病調査・難病医療係 溝口、栢沼 TEL：03-5253-1111（内線2355） FAX：03-3593-6223 E-mail：kayanuma-yuuji@mhlw.go.jp</p>

大

健発0427第2号

平成23年4月27日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長



重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について

標記については、平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月27日より適用することとしたので通知する。

重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱 新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p>重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱</p> <p>平成10年4月9日健医発第640号 各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛 厚生省保健医療局長通知 最終一部改正 平成23年4月27日健発0427第2号 厚生労働者健康局長通知</p> <p>第1 目的 重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業は、入院治療が必要となった重症難病患者に対する入院施設の確保及び受け入れ体制等の整備が円滑に行われるよう、難病医療拠点・協力病院への医療機器設備の整備を推進するものである。</p> <p>第2 実施主体 実施主体は、地方公共団体、公的医療機関及び医療法人等非営利法人（以下、「都道府県等」という。）とする。</p> <p>第3 事業の実施方法 難病医療拠点・協力病院（平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知「難病特別対策推進事業の実施について」の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」に基づく難病医療拠点病院及び難病医療協力病院をいう。）を設置する都道府県等は、難病医療体制の強化に資するために第4（1）の医療機器設備及び第4（2）の非常用電源装置（注）、並びにクロイツフェルト・ヤコブ病患者の部検を行うために必要な第4（3）の検査機器設備を整備するものとする。 <u>（注）非常用電源装置は、災害等による電力不足に備えて、難病医療拠点・協力病院が在宅難病患者等の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するもの（ただし、緊急時対応が困難な場合は、保健所</u></p>	<p>別紙</p> <p>重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱</p> <p>平成10年4月9日健医発第640号 各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛 厚生省保健医療局長通知 最終一部改正 平成18年3月28日健発第0328001号 厚生労働者健康局長通知</p> <p>第1 目的 重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業は、入院治療が必要となった重症難病患者に対する入院施設の確保及び受け入れ体制等の整備が円滑に行われるよう、難病医療拠点・協力病院への医療機器設備の整備を推進するものである。</p> <p>第2 実施主体 実施主体は、地方公共団体、公的医療機関及び医療法人等非営利法人（以下、「都道府県等」という。）とする。</p> <p>第3 事業の実施方法 難病医療拠点・協力病院（平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知「難病特別対策推進事業の実施について」の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」に基づく難病医療拠点病院及び難病医療協力病院をいう。）を設置する都道府県等は、難病医療体制の強化に資するため、第4（1）の医療機器設備を整備するものとする。 <u>また、必要に応じて、クロイツフェルト・ヤコブ病患者の部検を行うために必要な第4（2）の検査機器設備を整備するものとする。</u></p>

重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱 新旧対照表

下線部分は改正部分

u003c/divu003e

改正後	現 行
<p><u>等公的機関の長と協議の上、貸与することを妨げない。)</u>。</p> <p>第4 対象設備</p> <p>(1) 医療機器</p> <p>ア 人工呼吸器</p> <p>イ 患者監視 (モニタリング) 装置</p> <p>(2) <u>非常用電源装置</u></p> <p>ア 非常用発電機</p> <p>イ 無停電電源装置</p> <p>(3) <u>検査機器</u></p> <p>ア 電気メス</p> <p>イ 電気鋸</p> <p>第5 成果の報告</p> <p>都道府県等は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該事業に関する成果を報告するものとする。</p> <p>第6 国の補助</p> <p>国は、都道府県等がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出する経費について、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担 (補助) 金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。</p>	<p>第4 対象設備</p> <p>(1) 医療機器</p> <p>ア 人工呼吸器</p> <p>イ 患者監視 (モニタリング) 装置</p> <p>(2) <u>検査機器</u></p> <p>ア 電気メス</p> <p>イ 電気鋸</p> <p>第5 成果の報告</p> <p>都道府県等は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該事業に関するせいかを報告するものとする。</p> <p>第6 国の補助</p> <p>国は、都道府県等がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出する経費について、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担 (補助) 金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。</p>

(改正後全文)

重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について

平成10年4月9日健医発第640号

最終一部改正 平成23年4月27日健発0427第2号

別紙

重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱

第1 目的

重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業は、入院治療が必要となった重症難病患者に対する入院施設の確保および受け入れ体制等の整備が円滑に行われるよう、難病医療拠点・協力病院への医療機器設備の整備を推進するものである。

第2 実施主体

実施主体は、地方公共団体、公的医療機関および医療法人等非営利法人（以下「都道府県等」という。）とする。

第3 事業の実施方法

難病医療拠点・協力病院（平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知「難病特別対策推進事業の実施について」の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」に基づく難病医療拠点病院及び難病医療協力病院をいう。）を設置する都道府県等は、難病医療体制の強化に資するため、第4(1)の医療機器設備及び第4(2)の非常用電源装置（注）、並びにクロイツフェルト・ヤコブ病患者の部検を行うために必要な第4(3)の検査機器設備を整備するものとする。

（注）非常用電源装置は、災害等による電力不足に備えて、難病医療拠点・協力病院が在宅難病患者等の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するもの（ただし、緊急時対応が困難な場合は、保健所等公的機関の長と協議の上、貸与することを妨げない。）。

第4 対象設備

(1) 医療機器

- ア 人工呼吸器
- イ 患者監視（モニタリング）装置

(2) 非常用電源装置

- ア 非常用発電機

イ 無停電電源装置

(3) 検査機器

ア 電気メス

イ 電気鋸

第5 成果の報告

都道府県等は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該事業に関する成果を報告するものとする。

第6 国の補助

国は、都道府県等がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出する経費について、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。